

浜松市工事着手日選択型工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市が発注する建設工事の一部において、発注者があらかじめ設定した工事着手日選択期間内で、「受注者が工事着手日を選択」又は「発注者が工事着手日を指定」により、契約締結することができる建設工事（以下「工事着手日選択型工事」という。）の実施にあたり、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 工事着手日選択型工事の対象とできる工事は次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 単年度工事は、標準工期に契約日から工事着手期限日までの期間（以下「工事着手日選択期間」という。）を加算した期間が、発注年度を超えない工事とする。

(2) 年度をまたぐ次の工事は、工事発注部署と調達部署との協議により合意を得た工事とする。

ア 債務負担行為により議会承認を得ている工事。

イ 繰越明許費により議会承認を得ている工事。

ただし、企業会計予算についてはこの限りでない。

(3) 標準工期に工事着手日選択期間を加算した期間が、定められた竣工日又は供用開始日を超えない工事とする。

(4) 緊急性がない工事とする。

(工事着手期限日、工事着手日選択期間及び工事着手指定日)

第3条 工事着手期限日は、該当工事に係る「契約日から90日以内」とし工事着手日を指定する場合は「契約予定日から90日以内」とする。

2 発注者は、工事着手期限日をあらかじめ定め、又は発注者が工事着手日を指定し入札公告等に記載しなければならない。

3 受注者は、発注者が工事着手日を指定していない場合は、工事着手日選択期間内で、工事着手日を任意の日とすることができる。

4 受注者は、前項の規定により工事着手日を定める場合は、請負契約締結前に工事着手日を工事着手日通知書（様式第1号）により発注者に通知しなければならない。

5 建設工事請負契約書の着手日は工事着手日を記載するものとする。

(前払金の取扱い)

第4条 実施対象工事に係る前払金は、工事着手日より前に支払いを請求することができない。

(工事着手日前の取扱い)

第5条 契約日から工事着手日の前日までの期間における当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

2 受注者は、契約日から工事着手日の前日までの期間には、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(技術者等の取扱い)

第6条 受注者は、契約日から工事着手日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(経費の負担)

第7条 工事着手日選択型工事による契約方式の実施により増加する経費は、受注者の負担とする。

附 則

この要領は、平成30年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。